

ハート・オブ・ジャパンロゴマーク活用グッズ制作業務 委託先募集要領

1 目的

本県観光ブランド「Heart of Japan」の認知度向上及びブランド浸透を図るため、ロゴマークを活用したグッズを制作し、アジア・アジアパラ競技大会関連行事、観光プロモーション、商談会、要人対応等で活用することにより、国内外への効果的な情報発信及び誘客促進を図る。

2 事業の内容

「ハート・オブ・ジャパンロゴマーク活用グッズ制作業務委託」仕様書のとおり。

3 応募資格

応募する事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす方とする。

- (1) 過去5年間に於いて、グッズ制作、デザイン制作、プロモーションツール制作その他当委託内容に類する業務を実施した経験を有し、業務の遂行に必要な経験及びノウハウを十分に有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人であること。
- (3) 愛知県からの資格指名停止の措置を提案書受付期間に受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (6) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (7) 愛知県会計局が作成した「令和7・8年度入札参加資格者名簿」に登載され、以下の営業種目のいずれにも該当する者であること。

大分類「03. 役務の提供等」

中分類「03. 映画等製作・広告・催事」

小分類「04. デザイン」

4 応募期間

2026年7月30日（木）から8月19日（水）まで

5 契約条件

- (1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託金額限度額

3,409,000 円以内（消費税及び地方消費税込み）

(3) 契約期間

契約締結日から 2026 年 11 月 30 日（月）まで

(4) 委託費の支払条件

精算払い

(5) その他

企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。

なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

6 応募方法等

(1) 本業務に関する質問の受付

本業務に関する質問は、下記のとおり受付けることとする。

ア 質問の提出期限

2026 年 8 月 5 日（水）午後 5 時まで

イ 質問の受付方法

電子メールにて受付けることとする。メールの件名は、「ハート・オブ・ジャパンロゴマーク活用グッズ制作業務の質問について」とし、本文中に質問内容を記載のうえ、期限までに《kanko@pref.aichi.lg.jp》あてに送信すること。

ウ 質問に対する回答について

受け付けた質問に対する回答は、8 月 6 日（木）午後 5 時までに**県の Web サイトに掲載**する。

(2) 企画提案書の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（様式 1 又は任意様式、仕様書に示した項目を明記すること）

(イ) 見積書（様式 2 又は任意様式）

※「愛知県知事」あてとすること

※経費内訳を添付または見積書内に明記すること

※見積額は税抜き価格とすること

(ウ) 会社の概要がわかる資料（資本金、従業員数等の記載のあるもの）

(エ) 過去に実施した類似業務の成果物

(オ) 決算報告書（直近 3 か年）

(カ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式 3）

※該当がある場合のみ

イ 提出部数

各 10 部（正本 1 部、副本 9 部）

※（オ）・（カ）については正本 1 部のみで可とする。

※（カ）については、各申告の証明書等の写しを添付すること。

※（エ）についても冊子・DVD などはその形態によって 1 部のみで可。

ウ 提出期限

2026 年 8 月 19 日（水）午後 5 時（必着）

エ 提出方法

郵送（「配達証明」に限る。）又は持参

オ 提出先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号 愛知県庁本庁舎 1 階東

愛知県観光コンベンション局観光振興課企画グループ

電 話 052-954-6353

(3) その他

ア 提出書類は A 4 版で提出すること。また、必要に応じて、絵、図、写真等を用いて分かりやすく記載すること。（用紙の向きは問わない。）

イ 応募資格を有さない者の提出資料、又は提出資料に不備がある場合は受理しない。

ウ 資料の提出費用は、応募者の負担とする。また、提出資料は返却しない。

エ 提出資料に係る個人情報、当業務の目的に限って利用し、厳重に管理する。

オ 採用された企画提案書の著作権は愛知県に帰属するものとする。

カ 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は県と協議のうえ決定する。

キ 企画提案書は 1 事業者 1 案とする。

7 選定者事業者数

1 者

8 提案の審査・委託先の選定等

(1) 審査方法等

提出された企画提案書について、県が形式審査を行った後、別途設置する企画審査委員会において以下のとおり書面審査を行う。

なお、応募多数の場合は、予備審査を行う。

ア 日時（予定）

2026 年 8 月下旬

イ 方法

提出された企画提案書を基に書面にて審査を行う。審査の経過等に関する問合せには応じない。

(2) 審査基準

企画審査委員会においては、以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

ア 事業推進体制、過去の類似事業の実績等について（配点：15 点）

- ・ 社内の組織体制、役割分担は適切か。また、円滑かつ柔軟な事業実施が可能な体制か。
- ・ 担当者及び会社は、グッズ制作、デザイン制作等の類似事業の実績が豊富で、業務を実施するのに十分な経験やノウハウを有しているか。

イ 業務内容及び効果について（配点：60 点）

- ・ 「Heart of Japan」のブランドイメージを効果的に表現する企画及びデザインとなっているか。
- ・ 各グッズの構成及びデザインは、配布対象や活用場面を踏まえた効果的な内容となっているか。
- ・ 制作及び納品スケジュールは適切か。

ウ 付加提案について（配点：20 点）

- ・ その他、ブランド浸透や認知度向上に資する効果的な付加提案があるか。

エ 見積経費について（配点：5 点）

- ・ 経費見積項目や見積額は適切か。

オ 社会的取組に関する評価項目（配点：5 点）

- ・ 環境に配慮した事業活動
（ISO14001 の認証、エコアクション 21 の認証、K E S の認証、エコステージの認証、自動車エコ事業所の認定、あいち生物多様性企業の認証）
- ・ 障害者等への就業支援
（障害者法定雇用率の達成、協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用、障害者就労施設等からの調達実績）
- ・ 男女共同参画社会の形成（女性の活躍促進）
（あいち女性輝きカンパニーの認証、女性の活躍促進宣言の提出、えるぼし認定（プラチナえるぼし認定を含む））
- ・ 休み方改革プロジェクトに係る取組（仕事と生活の調和を含む）
（愛知県「休み方改革」イニシアチブ賛同企業の登録（加えて、愛知県「休み方改革」イニシアチブの項目のうち、「自社だけでなく、取引先とも一緒になって休み方改革を推進」の登録、愛知県休み方改革マイスター企業の認定）愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録、あいちっこ家庭教育応援企業への賛同、くるみん認定（トライくるみん認定及びプラチナくるみん認定を含む））

・その他

(あいちエコモビリティライフ推進協議会への加入、エコ通勤優良事業所の認証、愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録及び活動報告書の提出、愛知県健康経営推進企業の登録、パートナーシップ構築宣言の公表)

(3) 選定

企画審査委員会の審査結果を踏まえて、県が委託先を選定する。

(4) 通知

選定結果については、全ての応募者に対して郵送又はメールで通知する。

(5) 契約

選定した委託先と、委託見積限度額の範囲内で協議の上、契約する。

なお、協議が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

(6) 秘密保持

企画提案書等提出書類は、本委託先選定のためのみに利用し、愛知県庁内部において厳重に管理する。

(7) その他

委託先選定に係る審査は、提出された企画提案書等に基づいて行う。また、追加資料の提出を求めることもある。

9 スケジュール（予定）

募集開始	2026 年 7 月 30 日（木）
質問受付期限	8 月 5 日（水）（午後 5 時）
企画提案書受付期限	8 月 19 日（水）（午後 5 時）
企画審査委員会による審査（書面）	8 月下旬
委託契約の締結	8 月下旬
実績報告書の提出	11 月 30 日（月）
委託料支払	12 月下旬

10 その他

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (2) 提出物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）その他一切の権利を愛知県に無償で譲渡するものとする。
- (3) 成果物については、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (4) 提出物の使用权は愛知県に帰属し、今後自由に使用できるものとする。